

新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ

2月18日付の山陽新聞には厚生労働省が公表した受診の目安として、「37.5度以上の発熱が4日以上」「強いだるさや息苦しさ」といった症状が示されていました。2月19日付の新聞にはWHOの見解として「致死率は2%で比較的低い」という記事が掲載されました。また、高齢者や持病のある人についてはリスクが高いことも繰り返し報じられています。検査は陽性でも「症状なし」の人も確認されています。現在治療薬は開発中で、発症者に対しては対処療法が行われています。



学校においては、診断された場合又は感染が疑われる場合、インフルエンザ等と同様に「出席停止」の扱いとなります。手続きについては別途連絡します。

感染症予防策 基本の徹底を

手洗い・うがいを しっかりとる

特に、帰宅後や食事前

- *流水で15～30秒
- *アルコール消毒も有効

咳エチケット

咳が出るときは
マスクの着用

- *マスクがない時は
 - ・ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う
 - ・袖の内側で口や鼻を覆う

- ◆発熱等の症状がある時は無理して登校せず、自宅で休養しましょう。
- ◆免疫力を高めるため、十分な睡眠やバランスの良い食事を心がけましょう。
- ◆なるべく人混みを避け、やむを得ず多くの人がいる空間で過ごした後は特に丁寧に手洗いやうがいをしましょう。

◇新型コロナウイルス感染症についての不安や質問は

相談窓口について

「岡山県新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」 (086) 226-7877

正しい知識に基づき、冷静な対応をお願いします。

令和2年2月27日

保護者 各位

岡山県立岡山大安寺中等教育学校
校長 起塚 郁夫

新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）に関する出席停止について

平素から本校教育の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けて、当該感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされることになりました。このため罹患した場合又は疑われる場合で、学校を休んだ場合は、欠席ではなく「出席停止」の扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症に関し、学校保健安全法第19条により出席停止とする目安は現在次のようになっております。

- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所等から医療機関の受診や自宅等での待機を求められた場合
- ・強い倦怠感や呼吸困難がある場合
- ・風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く場合

また、上記以外でも発熱等の症状がある場合は、無理をせず自宅で休養してください。この場合は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」となり、欠席にはなりません。別紙「新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）についての連絡票」に保護者の方が御記入・押印の上、再登校の際に必ず、担任まで御提出くださるようお願いいたします。

本日、お子様に予防について保健指導を行い、資料を配付しております。御家庭においても健康管理に十分御留意くださいますようお願いいたします。

【御家庭でお願いしたいこと】

- 1 健康観察
- 2 人混みを避ける
- 3 手洗い・うがいの励行（やむを得ず多くの人のいる空間で過ごした後は特に丁寧に）
- 4 咳エチケット
- 5 免疫力を高める生活行動（睡眠・食事）

*感染拡大を背景にした今回の措置について変更があれば別途お知らせいたします。

*新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、県内各保健所・支所別に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話の上、受診先等について指示を受けてください。

【保護者記入】

新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）についての連絡票

_____年 _____組 _____番 生徒氏名_____

1. 登校しなかった期間

令和2年 _____月 _____日（ ）～ _____月 _____日（ ）

2. 受診した場合にかかった医療機関 *受診は必須ではありません

医療機関名 _____ 住所 _____

医師による指示

3. 登校しなかった期間中の様子（発熱等の経過）

上記について連絡します。

保護者氏名 _____ ㊟